

令和5年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和5年8月29日

令和5年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第79号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 4
議第80号	中津川市幼稚園の設置等に関する条例等の一部改正について・・・・ 8
議第81号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 10
議第82号	中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 12
議第83号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・ 15
議第84号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 16
議第85号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 17
議第86号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・ 18
議第87号	中津川市土地開発公社の解散について・・・・・・・・・・ 19
議第88号	工事の委託に関する協定の変更について・・・・・・・・・・ 20
議第89号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 21
議第90号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 22
議第91号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 23
議第92号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 24
議第93号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 25

議第94号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
議第95号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議第96号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
議第97号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議第98号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
議第99号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
議第100号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
議第101号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
議第102号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議第103号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
議第104号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

議第79号

中津川市税条例の一部改正について
中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条中「17万円」を「16万8千円」に改める。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定については令和7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中津川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分（次項に規定するものを除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき

中津川市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議第80号

中津川市幼稚園の設置等に関する条例等の一部改正について
中津川市幼稚園の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川幼稚園、南幼稚園及び西幼稚園を統合するため、並びに落合保育園及び神坂幼稚園を統合し幼保連携型認定こども園として設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市幼稚園の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市幼稚園の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市幼稚園の設置等に関する条例(昭和39年中津川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中「

中津川市立中津川幼稚園	中津川市東宮町5番1号
中津川市立南幼稚園	中津川市昭和町6番47号
中津川市立西幼稚園	中津川市駒場260番地の2
中津川市立神坂幼稚園	中津川市神坂1526番地の3

」を「

中津川市立中津川幼稚園	中津川市昭和町6番47号
-------------	--------------

」に改める。

(中津川市保育所の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市保育所の設置等に関する条例(昭和39年中津川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表落合保育園の項を削る。

(中津川市認定こども園の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市認定こども園の設置等に関する条例(令和元年中津川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条の表坂本こども園の項の次に次のように加える。

落合神坂こども園	中津川市落合936番地の1
----------	---------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第81号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員」を「利用定員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号の改正規定は、令和5年9月16日から施行する。

議第82号

中津川市火災予防条例の一部改正について
中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和37年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3の2号中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の部 気体燃料の款の次に次のように加える。

個体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
------	------	------------	-------	---	-----	----	----	----

	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
--	----	------------	-------	---	----	----	---	----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の中津川市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)(又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3の2号(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第83号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	鈴木 富之

議第84号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市中津川	今井 文夫

議第85号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市茄子川	勝 宏児

議第86号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市加子母	桂川 洋策

議第87号

中津川市土地開発公社の解散について

中津川市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議第88号

工事の委託に関する協定の変更について
工事の委託に関する協定を次のように変更するものとする。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

中央本線中津川・美乃坂本間 尾崎踏切道拡幅工事の委託に関する協定（令和3年議第56号議決）中「180,300,000円」を「150,343,144円」に変更する。

議第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市清和寮 中津川市中津川3367番地の1
指定管理者	中津川市瀬戸1387番地の8 社会福祉法人 五常会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターゆうわ苑 中津川市中津川3367番地の1
指定管理者	中津川市瀬戸1387番地の8 社会福祉法人 五常会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市デイサービスセンターゆうらく苑 中津川市落合996番地の1
指定管理者	長野県飯田市鼎一色551番地 社会福祉法人 萱垣会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市坂下福祉センター 中津川市坂下1523番地1
	中津川市坂下デイサービスセンター 中津川市坂下1523番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母第二デイサービスセンター 中津川市加子母3427番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第94号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知福祉センター 中津川市付知町5881番地32
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第95号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	付知B&G海洋センター 中津川市付知町5692番地
	中津川市付知グラウンド 中津川市付知町3927番地
指定管理者	中津川市付知町5692番地 特定非営利活動法人 つけちスポーツクラブ
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第96号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市落合石畳マレットゴルフ場 中津川市落合1447番地の124
指定管理者	中津川市落合1447番地の124 落合石畳マレットゴルフ場管理運営委員会
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第97号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	裏木曾花街道センター 中津川市付知町8581番地1
	花街道付知楽市楽座 中津川市付知町10218番地1
指定管理者	中津川市付知町8581番地1 一般財団法人 付知町振興公社
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第98号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市付知峡倉屋温泉施設 中津川市付知町1929番地1
	中津川市付知峡倉屋温泉スタンド 中津川市付知町1997番地1
指定管理者	中津川市付知町8581番地1 一般財団法人 付知町振興公社
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議第99号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市加子母温泉スタンド 中津川市加子母767番地
指定管理者	中津川市加子母6433番地 夢を拓く会
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第100号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	椈の湖ふれあい村 中津川市上野（椈の湖周辺、松山地区32ヘクタール）
	椈の湖自然公園 中津川市坂下2138番地11
指定管理者	中津川市上野589番地17 一般財団法人 椈の湖ふれあい村
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第101号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	福岡ローマン渓谷オートキャンプ場 中津川市福岡1017番地1
指定管理者	中津川市福岡1017番地1 福岡ローマン渓谷オートキャンプ場組合
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第102号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市有機センターひるかわ 中津川市蛭川1835番地2
指定管理者	中津川市蛭川1835番地2 農事組合法人 蛭川村有機堆肥生産組合
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市中の島公園ふれあい施設 中津川市阿木字木實地内
指定管理者	中津川市阿木2897番地の1 株式会社 阿木レイクサイド
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和5年8月29日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市地域活性化センター 中津川市神坂347番地の6
指定管理者	中津川市神坂347番地の6 湯舟の館運営組合
指定期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで